令和9年度　宮城県立石巻支援学校高等部　入学者募集要項

1 募集学科及び定員

普通科　修業年限 3年　　募集定員 35人

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害※1がある者で、令和9年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で石巻市・東松島市・女川町に住所を有する者。

ただし、以下のことに注意すること。

中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。それ以外の場合（通常の学級または知的障害学級以外の特別支援学級に在籍している場合）以下のいずれかの書類を出願書類に添付すること。

① 知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）

② 市町村教育委員会で設置している就学支援委員会において知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書

※1 学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害

1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。

2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

3 出願制限

（1） 出願できる県立特別支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。

（2） 県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立支援学校高等学園等の第二次募集と県立特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。

（3） 県立支援学校高等学園等の第二次募集に合格した場合は、県立特別支援学校の第一次募集を受検することはできない。

（4） 出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

4 出願書類

(1) 入学願書（本県所定の様式）

(2) 学習状況等調査書（本校所定のものに記入し、出身学校長が証明したもの）

(3) 知的障害特別支援学級以外の生徒は、上記「2出願資格」に示した「①知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）」または、「②市町村教育委員会で設置している就学支援委員会において知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書」。

(4) 出願者一覧表

(5) 封筒

○ 合格発表時に来校して手続きをする場合は、角形2号に出身学校の校長名を明記したものを1通用意する。

○ 選考結果の郵送を希望する場合は、角形2号に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校の校長名、住所、郵便番号等を記したものを1通用意する。同時に、一日入学資料の郵送を希望する場合は、角形2号に320円分の切手を貼付し、出身学校の校長名、住所、郵便番号等を記したものを1通用意する。

※ 出願書類（入学願書、学習状況等調査書、出願者一覧表）は、令和8年11月24日（火）より本校ホームページに掲載する。

※ 受理した書類は、出願の取消等があっても返還しない。

石巻支援学校ホームページ https://sekishi.myswan.ed.jp/

5 出願期間

(1)令和8年12月21日(月)から令和8年12月25日(金)午後4時までに、出願書類を取りまとめて、持参または郵送すること。

郵送する場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きし、「書留」で郵送すること。また、受検票の返信用として、任意の封筒に速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したものを1通用意すること。

(2)受付は、午前9時から午後4時までとする。**郵送する場合であっても、受付最終日の午後4時までに必着**のこと。

6 出願先

〒986−0861 石巻市蛇田字新立野410−1 宮城県立石巻支援学校長 あて

7 入学者選考

(1)選考は宮城県教育委員会の定める「令和9年度宮城県立特別支援学校高等部(知的障害)入学者選考要項」に基づいて実施する。

(2)選考日時:令和9年1月15日(金)10:00〜12:30 (面接の順序により終了時刻が異なる)

※受付 9:40〜9:55

(3)選考場所:宮城県立石巻支援学校 石巻市蛇田字新立野410−1

(4)選考方法: ①出願書類の審査

②諸検査と観察(個別または集団)

③面接(保護者同席)

(5)その他 :受検者は、受検票・上履きを持参の上、保護者同伴で来校すること。

8 合格発表

(1)令和9年1月21日(木) 午後3時

(2)本校高等部玄関に受検番号を掲示する。

(3)出身学校長に通知し、出身学校長を経て本人に通知する。

9 追検

(1)追検の実施については、宮城県教育委員会の定める「令和9年度宮城県立特別支援学校高等部(知的障害)入学者選考要項」に基づいて実施する。

(2)追検日時:令和9年1月19日(火) 14:30〜16:00 (※受付14:15〜14:30)

(3)追検場所:宮城県立石巻支援学校 石巻市蛇田字新立野410−1

追検方法:①出願書類の審査 ②諸検査と観察(個別または集団) ③面接(保護者同席)

(4)その他 :受検者は、受検票・上履きを持参の上、保護者同伴で来校すること。

10 学力検査教科別得点の簡易開示について

本校の入学者選考は、学力検査と学校生活に適応する力から総合的に判断することから、各検査の得点等については、開示していない。

11 教育相談

志願予定者は、出願前に本校における教育相談を、保護者と在籍学校職員同伴で受けることを原則とする。

12 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、出願取消し届(様式第3号)により出身学校長を経て、速やかに届け出るとともに受験票を返還する。

※県立支援学校高等学園第二次募集に合格した者で、本校を併願している場合、合格通知受領後速やかに在籍中学校を通して、出願取消しの電話連絡をすること。様式第3号は、その翌日までに確実に届けること。

13 その他

・出願に係る手数料は、徴収しない。

・受検に際して身体上のこと等で特に配慮を要する場合、必ず事前に電話等で配慮内容を連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に「受検上の配慮申請書(様式第8号−1)」により申請すること。